

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

## 香芝市規則第25号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 正規の勤務時間等（第2条—第5条）

第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間（第6条—第17条）

第4章 休日の代休日（第18条）

第5章 休暇（第19条—第39条）

第6章 雑則（第40条・第41条）

### 附則

第2条第1項中「第11条」を「第19条」に改める。

第4条を次のように改める。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第4条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第28条を第41条とする。

第27条の見出し中「及び第4章」を「から第4章まで」に改め、同条中「第9条の7第1項」を「第17条第1項」に、「第10条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第40条とする。

第5章中第26条を第39条とする。

第25条第1項中「第22条第2項」を「第35条第2項」に、「第23条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条を第38条とし、第20条から第24条までを13条ずつ繰り下げる。

第19条中「第22条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条を第32

条とする。

第18条の前の見出しを削り、同条を第31条とし、同条の前に見出しとして「（病気休暇及び特別休暇の承認）」を付する。

第17条を第30条とし、第16条の3を第29条とし、第16条の2を第28条とする。

第16条の前の見出しを削り、同条第7項中「第20条ただし書」を「第33条ただし書」に改め、同条を第27条とし、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付する。

第15条を第26条とし、第14条を第25条とし、第13条を第24条とする。

第12条中「第11条第1号」を「第19条第1号」に改め、同条を第23条とする。

第11条の4中「第11条第1号」を「第19条第1号」に改め、同条を第22条とし、第11条の3を第21条とし、第11条の2を第20条とする。

第11条の前の見出しを削り、同条を第19条とし、同条の前に見出しとして「（年次有給休暇の日数）」を付する。

第4章中第10条を第18条とし、第3章中第9条の7を第17条とする。

第9条の6中「第9条の3第1項」を「第13条第1項」に、「第9条の4第1項」を「第14条第1項」に、「第9条の3中」を「第13条中」に、「第9条の4中」を「第14条中」に改め、同条を第16条とする。

第9条の5第3項第2号中「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削り、同条を第15条とし、第9条の4を第14条とする。

第9条の3第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改め、同条を第13条とし、第9条の2の2を第12条とし、第9条の2を第11条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（時間外勤務を命ずる際の考慮）」を付する。

第8条の2を第9条とする。

別表第1中「第11条の3関係」を「第21条関係」に改める。

別表第2中「第15条、第18条、第19条、第22条関係」を「第26条、第31条、第32条、第35条関係」に改め、同表の14の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又は

その子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(香芝市職員安全衛生規則の一部改正)
- 2 香芝市職員安全衛生規則（平成 1 7 年規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 8 条第 3 号中「第 1 4 条」を「第 2 5 条」に改める。